

# 令和7年第6回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和7年11月27日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時33分

## ◎出席議員（12名）

1番	福田 浩二	2番	堀江 清一
3番	相馬 正典	4番	小川 洋一
5番	大金 清	6番	小川 正典
7番	平塚 英教	8番	高野 泉
9番	高木 洋一	10番	川俣 義雅
11番	渋井 由放	12番	中山 五男

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	益子 純恵
会計管理者兼総務課長	小野里 広美
事務局長兼管理課長兼会計室長	大谷 光幸
消防長	川俣 寿行
消防本部次長兼総務課長	加藤 勇
病院長	森 成正人
病院事務長兼医事課長	鈴木 克幸
病院総務課長	津久井 友江
保健衛生センター所長兼施設整備室長	相ヶ瀬 仁志
消防本部警防課長	阿久津 善夫
消防本部予防課長	栗田 祥夫

## ◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	大谷 光幸
議事係長	星 麻里
書記	小室 達夫
書記	和田 敦子

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について (組合長提出)
- 日程第5 (発議第1号) 請願等特別委員会の設置について (議長提出)
- 日程第6 (報告第1号) 特別委員会委員の選任について (議長提出)
- 日程第7 (報告第2号) 特別委員会委員長及び副委員長の報告について (議長提出)
- 日程第8 (付託第1号) 請願書等の付託について (議長提出)
- 日程第9 請願書等審査結果の報告について (議長提出)
- 

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

○議長（中山五男） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[ 組合長 川俣純子 登壇 ]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和7年第6回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

那須烏山市長、那珂川町長の任期満了に伴う選挙において、当組合の体制も変わりました。引き続き、私が組合長を務めさせていただき、副組合長には益子純恵那珂川町長が就任いたしました。新体制となりましても、一丸となり、問題が山積する広域行政の運営を円滑に進めて参る所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、11月も下旬となり日一日と寒さも厳しさを増しております。季節の移り変わりを感じるころではありますが、冬季を迎えるにあたり現時点では新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きを見せておりますが、季節性インフルエンザの感染が流行してる状況であります。私もインフルエンザになりまして、ご迷惑ご心配をおかけしました。

また、今、子供たちがだいぶ流行っており、学級閉鎖や学校閉鎖がありますので、その分を配慮していただきたいと思っております。

また、この2日間雨が降りましたので、少し収まっていたいただければありがたいと思っておりますが、議員の皆様におかれましても、十分に体調管理にご留意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、令和7年も残すところあと1か月余りとなり、なんとなく気ぜわしく感じる時期になっておりますが、組合の本年度分の事業につきまして、概ね計画どおり執行させていただいているところであります。引き続き事業推進に粛々と取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

さて、本日の臨時会ではありますが、執行部から提出します議案は条例改正案1件、栃木県市町村総合事務組合規約の変更でございます。何卒慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき議事に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に10番、川俣義雅議員、11番、渋井由放議員の2名を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年2月に岩手県大船渡市で発生した記録的大規模な林野火災の発生を受け、国において、今後の林野火災に対する予防・警防のあり方に関する検討を行った結果、林野火災の注意報や、林野火災の予防に特化した警報を発する等により、予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、当組合においても火災予防条例に所要の改正をするものであります。

詳細については、予防課長から説明させますので、何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 予防課長。

○消防本部予防課長（栗田祥夫） 消防本部予防課長の栗田でございます。命により、議案第1号南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書及び補足資料を併せてご覧ください。

組合長の説明にもありましたが、本年岩手県大船渡市において大規模な林野火災が発生しました。また近年、全国的にも大きな林野火災が頻発している状況であることを踏まえ、総務省及び林野庁において林野火災の消防防災対策に関する検討会を開催し、本年8月26日に報告書が公表されました。また総務省消防庁においては、火災予防条例を改正して市町村及び消防本部等に通知しているところです。

当組合においても、林野面積が約半数であることから、これらの趣旨を踏まえ、火災予防条例に所要の改正をするものであります。

主な改正点ですが、新たに林野火災の予防に関する項目を第3章の3として設け、第29

条の8第1項で林野火災に関する注意報を発することができるようにするもの。同第2項は火の使用制限に関する努力義務の規定。また、同3項に対象区域の指定ができるよう規定するものでございます。

第29条の9は、消防法にて規定されている、火災に関する警報を林野火災の予防を目的として発した場合には、火の使用制限に関する区域の指定が出来るようにするものでございます。

また、林野火災の原因の大半は、人為的な要因であることから、第45条の火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出対象には、たき火を含むと明確に規定することで、実施者に対する防火指導等を行うことができるようにするもの、及び第2項において、同条各号の各届出の期間や区域を指定することができるとするものです。

条が戻りますが、第29条の火災に関する警報は、消防法に基づくものであることを明示するための改正です。また、発令権者の南那須地区広域行政事務組合長を以下の条文で、組合長としました。また同条第7号は削除となりました。

最後に第42条の3は、第45条に第2項を追加したことに伴い所用の整理を行いました。

施行期日は令和8年1月1日となります。

以上で、議案第1号に係る詳細説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、先ほどの全員協議会の場で説明があり、議員の複数の方々からの質疑がありましたが、そのほか質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一

部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第4 （議案第2号）栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（中山五男） 日程第4 （議案第2号）栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました、議案第2号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合規約第4条第4号に掲げる、議員及びその他非常勤職員の公務災害補償事務及び第5号に掲げる、非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に令和8年4月1日より、新たに佐野市が加入することに伴い、規約の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

この件につきましても、先ほどの全員協議会におきまして説明と質疑がありましたが、その他質疑等ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第5 （発議第1号）請願等特別委員会の設置について

○議長（中山五男） 日程第5 （発議第1号）請願等特別委員会の設置についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。

○議事係長（星麻里） 発議第1号 請願等特別委員会の設置について

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和58年12月24日組合議会規則第3号）第1条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和7年11月27日提出

南那須地区広域行政事務組合議会議長 中山五男

- 1 委員会の名称 請願等特別委員会
- 2 設置の目的 請願書等の審査のため
- 3 設置の期間 設置の日から審査終了まで
- 4 委員の定数 12名

以上でございます。

○議長（中山五男） これにつきましても、先ほどの全員協議会の場で皆さんからご意見

等を伺ったところではありますが、その他質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。発議第1号 請願等特別委員会の設置については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 請願等特別委員会の設置については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時17分）

【再開】（午前10時19分）

---

## ◎日程第6 （報告第1号）特別委員会委員の選任について

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第6 （報告第1号）特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。議事係長。

○議事係長（星麻里） 報告第1号 特別委員会委員の選任について

南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和58年12月24日組合条例第3号）第2条の規定により、請願等特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和7年11月27日提出

南那須地区広域行政事務組合議会議長 中山五男

請願等特別委員会委員（12人）

福田浩二、堀江清一、相馬正典、小川洋一、大金清、小川正典、平塚英教、高野泉、高木洋一、川俣義雅、渋井由放、中山五男。

以上でございます。

○議長（中山五男） 特別委員会委員の選任については、特別委員会条例第2条の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり、請願等特別委員会委員を選任したことを報告いたします。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時21分）

【再開】（午前10時39分）

---

◎日程第7（報告第2号）特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第7（報告第2号）特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

請願等特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を、議事係長に朗読させます。議事係長。

○議事係長（星麻里） 報告第2号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

請願等特別委員会において、南那須地区広域行政事務組合議会特別委員会条例（昭和58年12月24日組合条例第3号）第3条の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和7年11月27日提出

南那須地区広域行政事務組合議会議長 中山五男

請願等特別委員会 委員長 相馬正典

副委員長 高野泉

以上でございます。

○議長（中山五男） 特別委員会の委員長及び副委員長の報告については、特別委員会条例第3条第2項の規定に基づき、委員会において互選するすることとなっております。

ただいまの朗読のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

---

### ◎日程第8 （付託第1号）請願書等の付託について

○議長（中山五男） 日程第8 （付託第1号）請願書等の付託についてを議題といたします。

議事係長に朗読させます。議事係長。

○議事係長（星麻里） 付託第1号 請願書等の付託について

南那須地区広域行政事務組合議会会議規則（令和7年2月27日組合議会規則第1号）第142条及び第138条の規定により、令和7年第6回南那須地区広域行政事務組合議会11月臨時会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和7年11月27日提出

南那須地区広域行政事務組合議会議長 中山五男

審査期限 休会中に審査し本会議中に報告すること。

付託委員会 請願等特別委員会

番号 陳情書第1号

件名 「汚泥再生処理センター建設候補エリア」の選定について再検討を求める陳情について

備考 那須烏山市 東原自治会長 塩野一昭

以上でございます。

○議長（中山五男） この請願書等については、先ほど設置した特別委員会に付託したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、付託第1号のとおり、請願等特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。特別委員会終了次第、臨時会を再開します。

【休憩】（午前10時42分）

【再開】（午前11時30分）

---

#### ◎日程第9 請願等審査結果の報告について

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第9 請願等審査結果の報告についてを議題といたします。

陳情書の審査の経緯と結果について、請願等特別委員会委員長の相馬正典議員に報告を求めます。

請願等特別委員会委員長 相馬正典議員。

○3番（相馬正典） 相馬でございます。本会議において、請願書等特別委員会に付託された陳情書第1号 汚泥再生処理センター建設候補エリアの選定について再検討を求める陳情についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

陳情書第1号について、請願等特別委員会において、委員全員出席のもと慎重に審査を行った結果、地元住民への説明が不足している。組合長には、今後一層丁寧な説明を求める。そのような意見が出されました。なお、現時点では判断材料が不足していることから、更に慎重な審査が必要であるとの結論に達し、継続審査とすることに決定をいたしました。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（中山五男） 以上で請願等特別委員会委員長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより採決いたします。

陳情書第1号 汚泥再生処理センター建設候補エリアの選定について再検討を求める陳情について、報告のとおり継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第1号については、請願書等特別委員会委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第6回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ごくろうさまでした。

〔 午前11時33分閉会 〕